

一般社団法人 若者協同実践全国フォーラム(略称 JYCフォーラム) 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人若者協同実践全国フォーラムと称し、略称を JYCフォーラムとする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、若者の置かれる不利な状況を起点にして、社会的孤立・排除の課題に向き合う実践者(支援者・当事者・家族・研究者・行政関係者・市民等)の実践や思いを交流しながら、若者が地域の主体となる実践とその交流・研究を支える場づくりを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 対話と交流のフォーラム事業
- (2) 調査研究のセンター事業
- (3) 情報のプラットホーム事業
- (4) その他当法人の目的に付随する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告による方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、運営を行なうために入会した者
- (2) 団体会員 当法人が行う事業に参加するために入会した団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した者及び団体

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第7条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合に、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して3年以上されなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後4か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、代表理事が招集する。招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して行う。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず次の決議は、特別決議として、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)定款の変更

(3)解散

(4)その他法令で定めた事項

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができ
る。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につ
き社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の
社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総
会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし
たときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

第4章 理事会

(構成)

第22条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第23条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開催)

第24条 通常理事会は、毎年定期に、年4回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があつたとき。
- (5) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第25条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 招集通知は、会日より1週間前までに理事に対して行う。
- 3 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があつた場合は、その請求があつた日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第27条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、議決に加わることができる理事の過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第28条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第29条 理事、監事又は会計監査人が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、その会議において選任された議事録署名人2名及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第31条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 理事

(員数)

第32条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上。
- (2) 監事 1名。

(選任)

第33条 理事及び監事は、社員の中から社員総会の決議により選任する。ただし、必要があると認められる場合、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第34条 理事の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了する時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了する時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、その前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新規に選任された者が当該の役員に就任するまでは、その職務を行う権利を有し、かつ、その義務を負う。

(代表理事の選任及び職務権限)

第35条 当法人は、代表理事2名以上を置く

2 代表理事は、理事の中から理事会により選任する。

3 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行し、当法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 代表理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(監事の職務権限)

第36条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めに従い監査報告を作成する。

(役員の報酬等)

第37条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人より受ける金銭の額は、社員総会がこれを定める。

(理事の取引の制限)

第38条 理事は、自己又は第三者のために当法人と取引しようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第39条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に定める基金の拠出を求めることがで
きる。

(基金の募集)

第40条 基金の募集、割り当て及び払込等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第41条 拠出された基金は、拠出基金者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還手続)

第42条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところにしたがって行う。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告、決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその付属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第48条 当法人が解散したときは、合併又は破産手続の開始の決定による場合を除き、当法人の残余財産は、社員総会による決議を経て、当法人が目的とする事業を行い又は行おうとする法人その他にこれを贈与するものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月末日までとする。

(設立時役員)

第50条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事及び設立時代表理事 太田 政男

設立時理事及び設立時代表理事 佐藤 洋作

設立時理事及び設立時代表理事 山本 耕平

設立時理事及び設立時代表理事 古村 伸宏

設立時理事 南出 吉祥

設立時理事 穴澤 義晴

設立時監事 矢澤 宏之

(最初の事業年度の事業計画及び収支計算)

第51条 当法人の最初の事業年度の事業計画及び収支計算は、それぞれ、任意団体である若者支援全国協同連絡会が解散する前の直近の事業年度に同連絡会に属した事業計画及び収支予算を継承する。

==以下省略(設立時社員の氏名及び住所、等)=====